

○水道事業管理者以外が行う配水管等工事事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水装置工事をしようとする者（以下「事業者」という。）が、明日香村水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）との合意に基づき、自らの費用負担で配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）を整備することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管等工事 2以上の施設に給水するための配水管工事、その他の水道施設を整備する工事
- (2) 公道 国又は地方公共団体が管理している道路。
- (3) 私道 公道以外の道路で私人が管理している道路。

(対象事業等)

第3条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する配水管等工事を自ら施行することができる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為。
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業。
- (3) 配水管等が設置されていない場所又は、既に設置されている配水管等がその能力の限界に達している場合。
- (4) その他事業管理者が必要と認めるもの。

2 前項の規定により事業者が行う配水管等工事は、事業者がその費用の全部を負担しなければならない。

3 事業者が設置した配水管等は、事業管理者に無償で譲渡しなければならない。

(工事の基準等)

第4条 事業者が設置する配水管等は、維持管理に支障がない程度の幅員を有する公道、公道予定地又は私道に設置しなければならない。

2 事業者は、私道において配水管等工事を施工するときは、次に掲げる事項について当該私道の所有者その他の権利者の承諾を得なければならない。

- (1) 設置される配水管等が存続する間、事業管理者がその維持管理のために当該私道を無償使用すること。
- (2) 設置される配水管等に係る漏水修理工事、給水管取出し工事等を施工するため、事業管理者又は明日香村指定給水装置工事事業者が無条件で使用すること。
- (3) 上記施工に係る舗装復旧の範囲については掘削影響範囲とし、事業管理者が必要な範囲について決定すること。

3 配水管等工事の施工範囲は、当該配水管等工事に係る給水区域内及び当該給水区域に給水するための既設配水管等の分岐点から当該給水区域の連絡点及び、管理上設置する排泥管までとする。

4 配水管等工事の施工は、事業者が選定する明日香村指定給水装置工事事業者が行うものとする。

(工事の申請)

第5条 配水管等工事を自ら施工しようとする事業者は、配水管等工事申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 全部事項証明書
- (3) 公図写
- (4) 計画図面(平面図、配管図、構造図等)
- (5) 使用資材調書
- (6) 工事費用調書
- (7) その他事業管理者が必要と認める書類。

2 事業管理者は、配水管設計・施工基準及び水道工事標準仕様書類に基づき、前項の申請書類を審査し、事業者が整備しようとする配水管等の構造、規模、材質、配置等について、必要な指示をするものとする。

(協定の締結)

第6条 事業管理者は、前条第1項の規定による申請をした事業者と配水管等工事協定書(様式第2号)により、協定を締結するものとする。この場合において、当該事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を協定書に添付するものとする。

- (1) 第4条第2項に該当する場合土地使用承諾書(様式第3号)
 - (2) 前条第1項の申請に係る配水管等工事により既設給水管が統合される場合、既設給水管の統合承諾書(様式第4号)。
- 2 事業者は、前項の協定を締結した後でなければ、工事に着手できない。ただし、事業管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

(工事の実施時期等)

第7条 乙は、甲が配管工事等申請書の審査を完了し、乙が設計審査手数料及び竣工検査手数料(明日香村上水道給水条例第29条)を甲に納入した後、配水管等工事着手届(様式第5号)の提出により着手出来るものとする。

- 2 工事着手に際し使用資材は、使用資材確認願(様式第6号)を事前に提出し、現地にて確認を行ったうえで、承認を得た資材でなければ施工する事が出来ない。また着手後に変更が生じた場合についても同様に承認を得なければならない。

(工事の中止)

第8条 事業管理者は、第6条第1項の協定を締結してから相当の日数が経過した後においても事業者が自らの都合により当該協定に係る配水管等工事を完了することができないときは、事業者と協議の上、協定の一部又は全部を解除し、工事を中止させることができる。

(工事完了の検査)

第9条 事業者は、第6条第1項の協定に係る配水管等工事を完了したときは、速やかに事業管理者に配水管等工事完了届(様式第7号)を提出し、検査に必要な資料を検査日の1週間前までに提出しなければならない。

- 2 事業管理者は、前項の規定による報告があったときは、事業者立ち会いのもと、検査を行うものとする。
- 3 事業管理者は、前項の検査により、手直し等を要すると判断したときは、速やかに補修を行わせるものとし、再度検査を実施するものとする。

(配水管等の譲渡)

第10条 事業者は、前条の検査完了後、速やかに水道施設譲渡届(様式第8号)を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。